

<p style="text-align: center;"><b>企业集团财务公司管理办法</b></p> <p style="text-align: center;">(2022年10月13日中国银行保险监督管理委员会令2022年第6号公布 自2022年11月13日起施行)</p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为规范企业集团财务公司（以下简称财务公司）行为，防范金融风险，促进财务公司稳健经营和健康发展，依据《中华人民共和国公司法》《中华人民共和国银行业监督管理法》等法律法规，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称财务公司，是指以加强企业集团资金集中管理和提高企业集团资金使用效率为目的，依托企业集团、服务企业集团，为企业集团成员单位（以下简称成员单位）提供金融服务的非银行金融机构。</p> <p>外资跨国集团或外资投资性公司为其在中国境内的成员单位提供金融服务而设立的外资财务公司适用本办法的相关规定。</p> <p>第三条 本办法所称企业集团是指在中华人民共和国境内依法登记，以资本为联结纽带、以母子公司为主体、以集团章程为共同行为规范，由母公司、子公司、参股公司及其他成员企业或机构共同组成的企业法人联合体。</p> <p>本办法所称成员单位包括：母公司及其作为控股股东的公司（以下简称控股公司）；母公司、控股公司单独或者共同、直接或者间接持股20%以上的公司，或者直接持股不足20%但处于最大股东地位的公司；母公司、控股公司下属的事业单位法人或者社会团体法人。</p> <p>本办法所称外资跨国集团是指在中华人民共和国境外依法登记的跨国企业集团。所称外资投资性公司是指外资跨国集团在中国境内独资设立的从事直接投资的公司。外资跨国集团或外资投资性公司适用本办法中对母公司的相关规定。</p> <p>第四条 财务公司应当依法合规经营，不得损害国家和社会公共利益。</p>	<p style="text-align: center;"><b>企業グループ財務公司管理弁法</b></p> <p style="text-align: center;">(2022年10月13日、中国銀行保險監督管理委員會令2022年第6号として公布 2022年11月13日より施行)</p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 企業グループ財務公司（以下、財務公司）の行為を規範化し、金融リスクを防止し、財務公司の穩健な經營および健全な發展を促進するため、《中華人民共和國会社法》《中華人民共和國銀行業監督管理法》などの法律法規に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう財務公司とは、企業グループの資金集中管理の強化および企業グループの資金使用効率の向上を目的として、企業グループに依って、企業グループに奉仕し、企業グループのメンバー單位（以下、メンバー單位）に金融サービスを提供する非銀行金融機関を指す。</p> <p>外資多国籍グループあるいは外資投資性公司がその中国国内のメンバー單位に金融サービスを提供するために設立する外資財務公司は、本弁法の関連規定を適用する。</p> <p>第三条 本弁法でいう企業グループとは、中華人民共和國国内において法に基づき登記し、資本の連結を紐帯とし、親子会社を主体とし、グループの定款を共同行為規範とした、親会社・子会社・持分参加会社およびその他のメンバー企業あるいは機構にて共同で構成された企業法人連合体を指す。</p> <p>本弁法でいうメンバー單位には以下を含む：親会社およびその持分を支配する株主の会社（以下、持分支配会社）；親会社・持分支配会社が単独あるいは共同で、直接あるいは間接的に20%以上の持分を支配する会社、もしくは直接の持分支配が20%に不足するが最大株主の地位にある会社；親会社・持分支配会社の下部に属する事業單位法人あるいは社会团体法人。</p> <p>本弁法でいう外資多国籍グループとは、中華人民共和國国外において法に基づき登記する多国籍企業グループを指す。外資投資性公司とは、外資多国籍グループが中国国内において独资で設立する直接投資に従事する会社を指す。外資多国籍グループあるいは外資投資性公司は、本弁法の親会社についての関連規定を適用する。</p> <p>第四条 財務公司は、法に基づきコンプライアンスに準拠した經營を行わなければならない。国家および社会の公共利益を損害してはならない。</p>
--	--

第五条 财务公司依法接受中国银行保险监督管理委员会（以下简称银保监会）及其派出机构的监督管理。

## 第二章 机构设立及变更

第六条 设立财务公司，应当报经银保监会批准。一家企业集团只能设立一家财务公司。

财务公司名称中应标明“财务有限公司”或“财务有限责任公司”字样，包含其所属企业集团的全称或者简称。未经银保监会批准，任何单位不得在其名称中使用“财务公司”等字样。

第七条 设立财务公司法人机构应当具备下列条件：

（一）确属集中管理企业集团资金的需要，经合理预测能够达到一定的业务规模；

（二）有符合《中华人民共和国公司法》和银保监会规定的公司章程；

（三）有符合规定条件的出资人；

（四）注册资本为一次性实缴货币资本，最低限额为10亿元人民币或等值的可自由兑换货币，银保监会根据财务公司的发展情况和审慎监管的需要，可以调整财务公司注册资金的最低限额；

（五）有符合任职资格条件的董事、高级管理人员，并且在风险管理、资金管理、信贷管理、结算等关键岗位上至少各有1名具有3年以上相关金融从业经验的人员；

（六）财务公司从业人员中从事金融或财务工作3年以上的人员应当不低于总人数的三分之二、5年以上的人员应当不低于总人数的三分之一，且至少引进1名具有5年以上银行业从业经验的高级管理人员；

（七）建立了有效的公司治理、内部控制和风险管理体系；

（八）建立了与业务经营和监管要求相适应的信息科技体系，具有支撑业务经营的必要、安全且合规的信息管理系统，具备保障业务持续运营的技术与措施；

第五条 財務公司是、法に基づき中国銀行保険監督管理委員会（以下、銀保監会）およびその派出機関の監督管理を受けなければならない。

## 第二章 機構の設立および変更

第六条 財務会社の設立は、銀保監会に報告して批准を受けなければならない。企業グループにつき一社の財務会社しか設立することができない。

財務会社の名称は、「財務有限公司」あるいは「財務有限責任公司」の語句を明記しなければならない。その所属する企業グループの正式名称あるいは略称を含めなければならない。銀保監会の批准を受けずに、いかなる単位もその名称に「財務会社」などの語句を使用してはならない。

第七条 財務会社法人機構を設立する場合、下記の条件を備えていなければならない：

（一）企業グループの資金を集中管理する必要が確かにあり、一定の業務規模に到達することが合理的に予測できること；

（二）《中華人民共和國会社法》および銀保監会の規定に合致する会社定款を有していること；

（三）規定の条件に合致する出資者を有していること；

（四）登録資本が一括払込通貨資本であり、最低限度額が10億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨であること、銀保監会は、財務会社の発展状況および慎重性監督管理の必要に応じて、財務会社の登録資本の最低限度額を調整することができる；

（五）就任資格の条件に合致する董事・高級管理人員を有しており、併せてリスク管理・資金管理・与信管理・決済などの重要ポジションに関連金融業務への従事経験が3年以上の人員が少なくとも各1名いること；

（六）財務会社の業務執行職員のうち金融あるいは財務業務への従事が3年以上の人員が総人数の三分の二を下回ってはならず、5年以上の人員は総人数の三分の一を下回ってはならず、かつ銀行業への業務従事経験が5年以上の高級管理人員を1名引き入れなければならない；

（七）有効なコーポレートガバナンス・内部統制およびリスク管理体系を構築していること；

（八）業務経営および監督管理の要求に相応しいIT体制を構築しており、業務経営のニーズ・安全面を支援かつコンプライアンスに準拠した情報管理体制を有しており、業務の持続的運営を保障する技術および措置を備えていること；

<p>(九) 有与业务经营相适应的营业场所、安全防范措施和其他设施；</p> <p>(十) 银保监会规章规定的其他审慎性条件。</p> <p>第八条 财务公司的出资人主要应为企业集团成员单位，也可包括成员单位以外的具有丰富行业管理经验的投资者，成员单位以外的单个投资者及其关联方（非成员单位）向财务公司投资入股比例不得超过20%。</p> <p>第九条 申请设立财务公司的企业集团应当具备下列条件：</p> <p>(一) 符合国家政策并拥有核心主业。</p> <p>(二) 具备2年以上企业集团内部财务和资金集中管理经验。</p> <p>(三) 最近1个会计年度末，总资产不低于300亿元人民币或等值的可自由兑换货币，净资产不低于总资产的30%；作为财务公司控股股东的，最近1个会计年度末净资产不低于总资产的40%。</p> <p>(四) 财务状况良好，最近2个会计年度营业收入总额每年不低于200亿元人民币或等值的可自由兑换货币，税前利润总额每年不低于10亿元人民币或等值的可自由兑换货币；作为财务公司控股股东的，还应满足最近3个会计年度连续盈利。</p> <p>(五) 现金流量稳定并具有较大规模，最近2个会计年度末的货币资金余额不低于50亿元人民币或等值的可自由兑换货币。</p> <p>(六) 权益性投资余额原则上不得超过本企业净资产的50%（含本次投资金额）；作为财务公司控股股东的，权益性投资余额原则上不得超过本企业净资产的40%（含本次投资金额）；国务院规定的投资公司和控股公司除外。</p> <p>(七) 正常经营的成员单位数量不低于50家，确需通过财务公司提供资金集中管理和服务。</p> <p>(八) 母公司具有良好的公司治理结构或有效的组织管理方式，无不当关联交易。</p> <p>(九) 母公司有良好的社会声誉、诚信记录和</p>	<p>(九) 業務經營に相応しい営業場所・安全防止措置およびその他の施設を有していること；</p> <p>(十) 銀保監会の規則にて規定するその他の慎重性条件。</p> <p>第八条 財務公司の出資者は、主に企業グループのメンバー単位でなければならず、メンバー単位以外の業界における管理経験が豊富な投資家を含めることもできるが、メンバー単位以外の単独の投資家およびその関係者（非メンバー単位）の財務公司に対する出資比率は 20%を超過してはならない。</p> <p>第九条 財務公司の設立を申請する企業グループは、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(一) 国家政策に合致しており、核心的なメイン業務を有していること。</p> <p>(二) 企業グループ内部の財務および資金集中管理の経験が2年以上あること。</p> <p>(三) 直近の会計年度末において、総資産が300億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らず、純資産が総資産の30%を下回らないこと；財務公司の持分支配株主となる場合、直近の会計年度末の純資産が総資産の40%を下回らないこと。</p> <p>(四) 財務状況が良好であり、直近の2会計年度の営業収入総額が毎年200億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らず、税前利益の総額が毎年10億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らないこと；財務公司の持分支配株主となる場合、さらに直近の3会計年度で連続して利益を上げていなければならない。</p> <p>(五) キャッシュフローが安定しており、比較的大きな規模があり、直近の2会計年度末の貨幣資金の残高が50億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らないこと。</p> <p>(六) 權益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の50%（今般の投資金額を含む）を超過してはならない；財務公司の持分支配株主となる場合、權益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の40%（今般の投資金額を含む）を超過してはならない；国务院の規定する投資会社および持分支配会社は除く。</p> <p>(七) 經營が正常なメンバー単位数が50社を下回らず、財務公司を通じた資金集中管理およびサービス提供が確かに必要であること。</p> <p>(八) 親会社が良好なコーポレートガバナンスあるいは有効な組織管理方法を備えており、不適切な関連取引がないこと。</p> <p>(九) 親会社に良好な社会的名声・信用記録お</p>
---	--

<p>納税記録，最近2年内无重大违法违规行為。</p> <p>(十) 母公司最近1个会计年度末的实收资本不低于50亿元人民币或等值的可自由兑换货币。</p> <p>(十一) 母公司入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股。</p> <p>(十二) 银保监会规章规定的其他审慎性条件。</p> <p>第十条 外资跨国集团可直接设立财务公司，也可通过其在中国境内设立的外资投资性公司设立财务公司。</p> <p>外资跨国集团直接设立财务公司的，外资跨国集团适用本办法第九条第(一)(二)(八)(九)(十)(十一)项的规定；其在中国境内投资企业合并口径的收入、利润等指标适用本办法第九条第(四)(五)(六)(七)项的规定，同时应满足最近1个会计年度末的净资产不低于120亿元人民币或等值的可自由兑换货币，净资产不低于总资产的40%。</p> <p>通过外资投资性公司设立财务公司的，外资投资性公司适用本办法第九条除第(三)项的规定，同时其最近1个会计年度末净资产不低于120亿元人民币或等值的可自由兑换货币，净资产不低于总资产的40%。</p> <p>第十一条 成员单位作为财务公司出资人，应当具备下列条件：</p> <p>(一) 依法设立，具有法人资格。</p> <p>(二) 具有良好的公司治理结构或有效的组织管理方式。</p> <p>(三) 具有良好的社会声誉、诚信记录和纳税记录。</p> <p>(四) 经营管理良好，最近2年无重大违法违规行為。</p> <p>(五) 财务状况良好，最近2个会计年度连续盈利；作为财务公司控股股东的，最近3个会计年度连续盈利。</p> <p>(六) 最近1个会计年度末净资产不低于总资产的30%；作为财务公司控股股东的，最近1个会计年度末净资产不低于总资产的40%。</p> <p>(七) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、</p>	<p>および納税記録があり、直近2年以内に重大な法律規定違反行為がないこと。</p> <p>(十) 親会社の直近の会計年度末の実収資本が50億人民元あるいはそれ相当の自由両替可能な通貨を下回らないこと。</p> <p>(十一) 親会社の出資資金が自己保有資金であること、委託資金・債務資金などの非自己保有資金により出資してはならない。</p> <p>(十二) 銀保監会の規則にて規定するその他の慎重性条件。</p> <p>第十条 外資多国籍グループは、財務公司を直接設立することも、その中国国内において設立した外資投資性公司を通じて財務公司を設立することもできる。</p> <p>外資多国籍グループが財務公司を直接設立した場合、外資多国籍グループは、本弁法第九条第(一)(二)(八)(九)(十)(十一)項の規定を適用する；その中国国内の投資企業の合算範囲内の収入・利益などの指標は、本弁法第九条第(四)(五)(六)(七)項の規定を適用し、同時に直近の会計年度末の純資産は120億人民元あるいはそれ相当の自由両替が可能な通貨を下回ってはならず、純資産は総資産の40%を下回ってはならない。</p> <p>外資投資性公司を通じて財務公司を設立した場合、外資投資性公司は、本弁法第九条第(三)項以外の規定を適用し、同時にその直近の会計年度末の純資産は120億人民元あるいはそれ相当の自由両替が可能な通貨を下回らず、純資産は総資産の40%を下回らないこと。</p> <p>第十一条 メンバー單位が財務公司の出資者となる場合、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(一) 法に基づき設立され、法人資格を有していること。</p> <p>(二) 良好なコーポレートガバナンスあるいは有効な組織管理方法を備えていること。</p> <p>(三) 良好な社会的な名声・信用記録および納税記録があること。</p> <p>(四) 経営管理が良好であり、直近2年以内に重大な法律規定違反行為がないこと。</p> <p>(五) 財務状況が良好であり、直近の2会計年度で連続して利益を上げていること；財務公司の持支配株主となる場合、さらに直近の3会計年度で連続して利益を上げていること。</p> <p>(六) 直近の会計年度末の純資産が総資産の30%を下回らないこと；財務公司の持支配株主となる場合、直近の会計年度末の純資産が総資産の40%を下回らないこと。</p> <p>(七) 出資資金が自己保有資金であること、委</p>
---	--

<p>债务资金等非自有资金入股。</p> <p>(八) 权益性投资余额原则上不得超过本企业净资产的50% (含本次投资金额); 作为财务公司控股股东的, 权益性投资余额原则上不得超过本企业净资产的40% (含本次投资金额); 国务院规定的投资公司和控股公司除外。</p> <p>(九) 该项投资符合国家法律法规规定。</p> <p>(十) 银保监会规章规定的其他审慎性条件。</p> <p>第十二条 成员单位以外的投资者作为财务公司出资人, 应为境内外法人金融机构, 并具备下列条件:</p> <p>(一) 依法设立, 具有法人资格;</p> <p>(二) 有3年以上资金集中管理经验;</p> <p>(三) 资信良好, 最近2年未受到境内外监管机构的重大处罚;</p> <p>(四) 具有良好的公司治理、内部控制机制和健全的风险管理体系;</p> <p>(五) 满足所在国家或地区监管当局的审慎监管要求;</p> <p>(六) 财务状况良好, 最近2个会计年度连续盈利;</p> <p>(七) 入股资金为自有资金, 不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股;</p> <p>(八) 权益性投资余额原则上不得超过本企业净资产的50% (含本次投资金额), 国务院规定的投资公司和控股公司除外;</p> <p>(九) 作为主要股东自取得股权之日起5年内不得转让所持有的股权 (经银保监会或其派出机构批准采取风险处置措施、银保监会或其派出机构责令转让、涉及司法强制执行或者在同一出资人控制的不同主体间转让股权等特殊情形除外) 并在公司章程中载明;</p> <p>(十) 投资者为境外金融机构的, 其最近2年长期信用评级为良好及以上, 其所在国家或地区金融监管当局已经与银保监会建立良好的监督管理合作机制;</p>	<p>託資金・債務資金などの非自己保有資金により出資してはならない。</p> <p>(八) 權益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の50% (今般の投資金額を含む) を超過してはならない; 財務会社の持分支配株主となる場合、權益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の40% (今般の投資金額を含む) を超過してはならない; 國務院の規定する投資会社および持分支配会社は除く。</p> <p>(九) 当該投資が国家の法律法規の規定に合致していること。</p> <p>(十) 銀保監会の規則にて規定するその他の慎重性条件。</p> <p>第十二条 メンバー単位以外の投資家が財務会社の出資者となる場合、国内外の法人金融機関でなければならず、併せて下記の条件を備えていなければならない:</p> <p>(一) 法に基づき設立され、法人資格を有していること;</p> <p>(二) 資金集中管理の経験が3年以上あること;</p> <p>(三) 与信が良好であり、直近2年に国内外の監督管理機関から重大な処罰を受けていないこと;</p> <p>(四) 良好なコーポレートガバナンス・内部統制メカニズムおよび健全なリスク管理体系を備えていること;</p> <p>(五) 所在国あるいは地区の監督管理当局の慎重性監督管理の要求を充足していること;</p> <p>(六) 財務状況が良好であり、直近の2会計年度で連続して利益を上げていること;</p> <p>(七) 出資資金が自己保有資金であること、委託資金・債務資金などの非自己保有資金により出資してはならない。</p> <p>(八) 權益性投資の残高は、原則、当該企業の純資産の50% (今般の投資金額を含む) を超過してはならないが、國務院の規定する投資会社および持分支配会社は除く;</p> <p>(九) 主要株主として持分を取得した日より5年以内は所有する持分を譲渡してはならず (銀保監会あるいはその派出機関の批准を受けてリスク処理措置を講じる場合、銀保監会あるいはその派出機関から譲渡を命じられた場合、司法による強制執行あるいは同一の出資者が支配する異なる主体間の持分譲渡などの特殊な状況に関わる場合を除く)、併せて会社定款においてこれを明記しなければならない。</p> <p>(十) 投資家が国外の金融機関である場合、その直近2年の長期信用格付けが良好およびそれ以上であり、その所在国あるいは地区の金融監督管理当局がすでに銀保監会と良好な監督管理提携メカニズムを構築していること。</p>
--	--

<p>(十一) 银保监会规章规定的其他审慎性条件。</p> <p>第十三条 有以下情形之一的企业不得作为财务公司的出资人：</p> <p>(一) 公司治理结构与机制存在明显缺陷；</p> <p>(二) 股权关系不透明、不规范，关联交易异常；</p> <p>(三) 核心主业不突出且其经营范围涉及行业过多；</p> <p>(四) 现金流量波动受经济景气影响较大；</p> <p>(五) 资产负债率、财务杠杆率高于行业平均水平；</p> <p>(六) 代他人持有财务公司股权；</p> <p>(七) 被列为相关部门失信联合惩戒对象；</p> <p>(八) 存在严重逃废债务行为；</p> <p>(九) 提供虚假材料或者作不实声明；</p> <p>(十) 因违法违规行为被金融监管部门或政府有关部门查处，造成恶劣影响；</p> <p>(十一) 其他对财务公司产生重大不利影响的情况。</p> <p>第十四条 财务公司股东应当承担下列义务并在财务公司章程中载明：</p> <p>(一) 遵守法律法规和监管规定。</p> <p>(二) 以合法自有资金出资，不得使用委托资金、债务资金等非自有资金入股，不得虚假出资、循环出资、抽逃出资或者变相抽逃出资。</p> <p>(三) 承诺不将所持有的财务公司股权质押或设立信托。</p> <p>(四) 股东及其实际控制人应维护财务公司独立法人地位和经营管理自主权，不得滥用股东权利损害财务公司、其他股东及利益相关者的合法权益，不得干预财务公司董事会、高级管理层根据公司章程享有的决策权和管理权，不得越过董事会、高级管理层直接干预财务公司经营管理。</p> <p>(五) 应经但未经监管部门批准或未向监管部门报告的股东，不得行使股东会召开请求权、表决权、提名权、提案权、处分权等权利。</p>	<p>(十一) 銀保監会の規則にて規定するその他の慎重性条件。</p> <p>第十三条 下記の状況のいずれかがある企業は、財務公司の出資者となってはならない：</p> <p>(一) コーポレートガバナンスおよびメカニズムに明確な欠陥がある；</p> <p>(二) 持分関係が不透明・非規範的であり、関連取引が異常である；</p> <p>(三) 核心的なメイン業務が際立っておらず、かつその経営範囲に関わる業界が過度に多い；</p> <p>(四) キャッシュフローの変動が経済・景気の影響を大きく受ける；</p> <p>(五) 負債比率・財務レバレッジ率が業界の平均水準を上回っている；</p> <p>(六) 他人の代わりに財務公司の持分を保有する；</p> <p>(七) 関連部門から信用喪失連合懲戒の対象として列挙されている；</p> <p>(八) 重大な債務逃れ行為がある；</p> <p>(九) 虚偽の資料を提出した、あるいは事実ではない声明を行った；</p> <p>(十) 法律規定違反行為により金融監督管理部門あるいは政府関連部門から取り調べ・処置を受け、悪影響をもたらした；</p> <p>(十一) その他の財務公司に対して重大な不利となる影響をもたらす状況。</p> <p>第十四条 財務公司の株主は、下記の義務を担い、併せて財務公司の定款において明記しなければならない：</p> <p>(一) 法律法規および監督管理の規定を遵守すること。</p> <p>(二) 合法的な自己保有資金により出資し、委託資金・債務資金などの非自己保有資金により出資してはならず、虚偽出資・循環出資・出資金の持ち逃げあるいは形を変えた出資金の持ち逃げを行ってはならない。</p> <p>(三) 所有する財務公司の持分による質権設定あるいは信託設立を行わないことを承諾する。</p> <p>(四) 株主および実際支配者は、財務公司の独立法人の地位および経営管理の自主権を保護し、株主としての権利を濫用して財務公司・その他の株主および利益関係者の合法的な権益を損害してはならず、財務公司の董事会・高級管理層が会社定款に基づき享有する決定権および管理権に干渉してはならず、董事会・高級管理層を超越して財務公司の経営管理に直接干渉してはならない。</p> <p>(五) 監督管理部門の批准を受けなければならない、あるいは監督管理部門に報告しなければならないにも関わらず、これらを行っていない株主</p>
--	--

(六) 不得将股东所享有的管理权，股东会召开请求权、表决权、提名权、提案权、处分权等各项权利委托他人行使。

(七) 集团母公司应当承担财务公司风险防范和化解的主体责任，应当建立有效的风险隔离机制，防止风险通过财务公司外溢；集团母公司及财务公司控股股东应当在必要时向财务公司补充资本。

(八) 财务公司发生风险事件或者重大违规行为的，股东应当配合监管机构开展调查和风险处置。

(九) 主要股东应当及时、准确、完整地向财务公司提供自身经营状况、财务信息、股权结构等信息。

(十) 对于存在虚假陈述、滥用股东权利或其他损害财务公司利益行为的股东，银保监会及其派出机构可以限制或禁止财务公司与其开展关联交易，限制其持有财务公司股权的限额等，并可限制其股东会召开请求权、表决权、提名权、提案权、处分权等权利。

第十五条 财务公司的公司性质、组织形式及组织机构应当符合《中华人民共和国公司法》及其他有关法律法规的规定，并应当在公司章程中载明。

第十六条 财务公司发生合并与分立、跨省级派出机构迁址，或者所属集团被收购或重组的，根据业务需要，可申请在成员单位集中且业务量较大的地区设立分公司。

财务公司的分公司不具有法人资格，由财务公司依照本办法的规定授权其开展业务活动，其民事责任由财务公司承担。

第十七条 未经银保监会批准，财务公司不得在境外设立子公司。

第十八条 财务公司有下列变更事项之一的，应当报经银保监会或其派出机构批准：

(一) 变更名称；

は、株主会開催の請求権・議決権・指名権・提案権・処分権などの権利を行使してはならない。

(六) 株主が享有する管理権、株主会開催の請求権・議決権・指名権・提案権・処分権などの各権利を他人に委託して行使してはならない。

(七) グループの親会社は、財務会社のリスク防止および解消の主体としての責任を負わなければならない、有効なリスク分離メカニズムを構築し、財務会社経由のリスク漏出を防止しなければならない；グループの親会社および財務会社の株主は、必要な場合には、財務会社に対して資本を追加で充当しなければならない。

(八) 財務会社にリスク事件あるいは重大な規定違反行為が生じた場合、株主は、監督管理機関の調査実施およびリスク処理に協力しなければならない。

(九) 主要株主は、適時・正確・完全に財務会社に対して自らの経営状況・財務情報・持分構造などの情報を提供しなければならない。

(十) 虚偽の陳述・株主の権利の濫用あるいはその他の財務会社の利益損害行為がある株主について、银保监会およびその派出機関は、財務会社と当該株主との関連取引の実施を制限あるいは禁止し、その財務会社の持分保有限度額を制限することなどができ、併せて株主会開催の請求権・議決権・指名権・提案権・処分権などの権利を制限することができる。

第十五条 財務会社の会社の性質・組織形態および組織構造は、《中華人民共和國会社法》およびその他の関連法律法規の規定に合致していなければならない、併せて会社定款において明記しなければならない。

第十六条 財務会社に合併および分割・省級派出機関を跨ぐ移転が発生した、あるいは所属グループが買収あるいは再編された場合、業務ニーズに応じて、メンバー単位が集中しており、かつ業務量が比較的多い地区において分公司の設立を申請することができる。

財務会社の分公司は法人資格を備えておらず、財務会社が本弁法の規定に基づき業務活動の実施を当該分公司に授権し、その民事的責任は財務会社が負うものとする。

第十七条 银保监会の批准を受けずに、財務会社は、国外に子会社を設立してはならない。

第十八条 財務会社に下記の変更事項のいずれかがある場合、银保监会あるいはその派出機関に報告して批准を受けなければならない：

(一) 名称の変更；

<p>(二) 变更注册资本金；  (三) 变更住所；  (四) 调整业务范围；  (五) 变更股东或者调整股权结构；  (六) 更换董事、高级管理人员；  (七) 修改章程；  (八) 合并或分立；  (九) 银保监会规定的其他变更事项。</p> <p>财务公司分支机构变更事项，按照银保监会相关规定执行。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 业务范围</b></p> <p>第十九条 财务公司可以经营下列部分或者全部本外币业务：  (一) 吸收成员单位存款；  (二) 办理成员单位贷款；  (三) 办理成员单位票据贴现；  (四) 办理成员单位资金结算与收付；  (五) 提供成员单位委托贷款、债券承销、非融资性保函、财务顾问、信用鉴证及咨询代理业务。</p> <p>第二十条 符合条件的财务公司，可以向银保监会及其派出机构申请经营下列本外币业务：  (一) 从事同业拆借；  (二) 办理成员单位票据承兑；  (三) 办理成员单位产品买方信贷和消费信贷；  (四) 从事固定收益类有价证券投资；  (五) 从事套期保值类衍生产品交易；  (六) 银保监会批准的其他业务。</p> <p>第二十一条 财务公司不得从事除中国人民银行或国家外汇管理局政策规定之外的离岸业务或资金跨境业务。</p> <p>第二十二条 财务公司的业务范围经银保监会及其派出机构批准后，应当在财务公司章程中载明。财务公司不得发行金融债券，不得向金融机构和企业投资。</p> <p>财务公司在经批准的业务范围内细分业务品种，应当报银保监会派出机构备案，但不涉及债权或者债务的中间业务除外。</p>	<p>(二) 登録資本金の変更；  (三) 住所の変更；  (四) 業務範囲の調整；  (五) 株主の変更あるいは持分構造の調整；  (六) 董事・高級管理人員の交替；  (七) 定款の改定；  (八) 合併あるいは分割；  (九) 銀保監会の規定するその他の変更事項。</p> <p>財務会社の分支機構の変更事項は、銀保監会の関連規定に基づき執行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 業務範囲</b></p> <p>第十九条 財務会社は、下記の一部あるいは全ての人民元・外貨業務を經營することができる：  (一) メンバー単位の預金の吸収；  (二) メンバー単位の貸付の取扱；  (三) メンバー単位の手形割引の取扱；  (四) メンバー単位の資金決済および受払の取扱；  (五) メンバー単位の委託貸付・債券引受・非融資性保証状・財務顧問・信用鑑定証明およびコンサルティング代理業務の提供。</p> <p>第二十条 条件に合致する財務会社は、銀保監会およびその派出機関に下記の人民元・外貨業務の經營を申請することができる：  (一) 銀行間コール取引への従事；  (二) メンバー単位の手形引受の実施；  (三) メンバー単位の製品のバイヤーズクレジットおよび消費者信用貸付の取扱；  (四) 固定収益類の有価証券投資への従事；  (五) リスクヘッジ類デリバティブ取引への従事；  (六) 銀保監会が批准するその他の業務。</p> <p>第二十一条 財務会社は、中国人民銀行あるいは国家外貨管理局の政策規定以外のオフショア業務あるいは資金クロスボーダー業務に従事してはならない。</p> <p>第二十二条 財務会社の業務範囲は、銀保監会およびその派出機関から批准を受けた後、財務会社の会社定款において明記しなければならない。財務会社は、金融債券を発行してはならず、金融機関および企業に投資してはならない。  財務会社は、批准を受けた業務範囲内で業務の種類を細分化する場合、銀保監会の派出機関に報告・備案しなければならないが、債権あるいは債務の中間業務に関わらない場合は除く。</p>
--	--

第二十三条 财务公司分公司的业务范围,由财务公司在其业务范围内根据审慎经营原则进行授权,报银保监会派出机构备案。财务公司分公司可以办理本办法第十九条债券承销以外的业务,以及第二十条第(二)(三)项业务。

第二十四条 财务公司可以在其业务范围内,根据审慎经营原则对所设立境外子公司的业务范围进行授权,并报银保监会派出机构备案。

#### 第四章 公司治理

第二十五条 国有财务公司应当按照有关规定,将党建工作要求写入公司章程,落实党组织在公司治理结构中的法定地位,坚持和完善“双向进入、交叉任职”领导体制,将党的领导融入公司治理各个环节。

民营财务公司要按照党组织设置有关规定,建立党的组织机构,加强政治引领,建设先进企业文化,促进财务公司持续健康发展。

第二十六条 财务公司的股东、董事、监事、高级管理人员等应当遵守法律法规、监管规定和公司章程,按照各司其职、各负其责、协调运转、有效制衡的原则行使权利、履行义务,维护财务公司合法权益。董事会应当下设风险管理委员会、审计委员会等专门委员会。

财务公司应当保证配备的高级管理人员的职责分工符合适当分权和有效制衡原则。

财务公司的董事长、高级管理人员离任,应当由母公司或母公司聘请的外部审计机构进行离任审计,并将离任审计报告报银保监会派出机构。

第二十七条 财务公司应当按照审慎经营原则,制定本公司的各项业务规则和程序,建立健全本公司的内部控制制度,明确内部控制责任,持续开展内部控制监督、评价与整改。

第二十三条 財務会社の分会社の業務範囲は、財務会社がその業務範囲内で慎重経営の原則に基づき授権し、银保监会の派出機関に報告・備案するものとする。財務会社の分公司は、本弁法第十九条の債券引受以外の業務、および第二十条第(二)(三)項の業務を行うことができる。

第二十四条 財務会社は、その業務範囲内で、慎重経営の原則に基づき設立した国外子会社の業務範囲に対して授権を行い、併せて银保监会の派出機関に報告・備案することができる。

#### 第四章 コーポレートガバナンス

第二十五条 国有財務会社は、関連規定に基づき、党の建設業務の要求を会社定款に記載し、党組織のコーポレートガバナンスにおける法定の地位を実現し、「双向進入、交叉任職（党委員会の書記・董事長は一人が務め、党委員会メンバーが董事会・監事会および経理グループにそれぞれ参加し、董事会・監事会および経理グループの党員も党委員会に参加すること）」指導体制を堅持および完備し、党の指導をコーポレートガバナンスの各部分に組み入れなければならない。

民営財務会社は、党組織設置の関連規定に基づき、党の組織機関を設立し、政治的指導を強化し、先進的な企業文化を構築し、財務会社の持続的かつ健全な発展を促進しなければならない。

第二十六条 財務会社の株主・董事・監事・高級管理人員などは、法律法規・監督管理規定および会社定款を遵守し、各自の職務履行・責任負担・協力運営・有効な抑制均衡の原則に基づき権利行使・義務履行を行い、財務会社の合法的な権益を保護しなければならない。董事会は、リスク管理委員会・監査委員会などの専門委員会をその下部に設置しなければならない。

財務会社は、配置した高級管理人員の職責・分担が適切な権力分散および有効な抑制均衡の原則に合致していることを保証しなければならない。

財務会社の董事長・高級管理人員が離任する場合、親会社あるいは親会社が招聘した外部監査機関が離任監査を行い、併せて離任監査報告を银保监会の派出機関に報告しなければならない。

第二十七条 財務会社は、慎重経営の原則に基づき、当該会社の各業務の規則および手順を制定し、内部統制制度を構築・整備し、内部統制の責任を明確化し、内部統制の監督・評価および是正

第二十八条 财务公司应当建立涵盖各项业务、全公司范围的风险管理体系，采用科学的风险管理技术和方法，充分识别和评估经营中面临的各类风险，对信用风险、市场风险、流动性风险、操作风险、声誉风险等进行持续的监控。

第二十九条 财务公司应当建立健全覆盖各个业务领域的信息管理系统，实现经营管理的信息化，加强对业务和管理活动的系统自动控制。

第三十条 财务公司应当加强股东股权管理，重点关注股东行为，发现股东及其实际控制人存在涉及财务公司的违规行为时，应当及时采取措施防止违规情形加剧，并向银保监会派出机构报告。财务公司董事会应当至少每年对主要股东资质情况、履行承诺事项情况、落实公司章程或协议条款情况以及遵守法律法规、监管规定情况等进行评估，并及时将评估报告报送银保监会派出机构。

财务公司应当加强关联交易管理，制定完善关联交易管理制度，明确审批程序和标准、内外部审计监督、信息披露等内容，不得以任何方式协助成员单位通过关联交易套取资金，不得隐匿违规关联交易或通过关联交易隐匿资金真实去向、从事违法违规活动。

第三十一条 集团母公司应当建立符合财务公司特点的管理体系，明确财务公司在集团资金集中管理中的职责权限，在战略规划、经营计划、风险内控、用人机制、绩效考评、职工薪酬等方面，对财务公司实行差异化管理，支持财务公司更好地服务实体经济、防控金融风险。

第三十二条 财务公司应当按照服务第一、兼顾效益的原则，建立指标科学完备、流程清晰规范的绩效考评机制。

を持続的に行わなければならない。

第二十八条 財務会社は、各業務・全会社範囲を包含するリスク管理体系を構築し、科学的なリスク管理技術および方法を講じて、経営上で直面する各種リスクを十分に識別および評価し、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーションリスク・レピュテーションリスクなどに対して持続的な監督コントロールを行わなければならない。

第二十九条 財務会社は、各業務分野を包含する情報管理体制を構築・整備し、経営管理の情報化を実現させ、業務および管理活動に対するシステミック自動コントロールを強化しなければならない。

第三十条 財務会社は、株主の持分管理を強化し、株主行為を重点的に注視し、株主およびその実際支配者に財務会社に関わる規定違反行為があることが発覚した場合、遅滞なく措置を講じて規定違反状況の深刻化を防止し、併せて银保监会の派出機関に報告しなければならない。財務会社の董事会は、少なくとも毎年、主要株主の資質状況・承諾事項の履行状況・会社定款あるいは協議条項の実行状況および法律法規・監督管理規定の遵守状況などに対して評価を行い、併せて適時、評価報告を银保监会の派出機関に送信・報告しなければならない。

財務会社は、関連取引管理を強化し、関連取引管理制度を制定・完備し、審査批准の手順および基準・内外部の監査監督・情報開示などの内容を明確化しなければならない。いかなる方式でもメンバー単位による関連取引を通じた資金詐取を幫助してはならず、規定違反の関連取引を隠匿あるいは関連取引を通じた資金の真実の支払先・法律規定の違反活動への従事を隠匿してはならない。

第三十一条 グループの親会社は、財務会社の特徴に合致する管理体系を構築し、財務会社のグループ資金集中管理における職責・権限を明確化し、戦略プラン・経営企画・リスク内部コントロール・雇用者メカニズム・業績審査・従業員の報酬などの方面において、財務会社に対して差別化された管理を実行し、財務会社がさらに適切に实体经济に奉仕し、金融リスクを防止コントロールするよう支援しなければならない。

第三十二条 財務会社は、サービス第一・効果と利益両立の原則に基づき、科学的に完備され、フローが明瞭で規範的な業績審査メカニズムを構築しなければならない。

<p>财务公司应当建立稳健的薪酬管理制度，设置合理的绩效薪酬延期支付和追索扣回机制。</p> <p>第三十三条 财务公司应当依照国家有关规定，建立健全本公司的财务、会计制度。</p> <p>财务公司应当依据国家统一会计制度，真实、及时、完整反映经济业务事项，提高会计信息透明度。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 监督管理</b></p> <p>第三十四条 财务公司经营业务，应当遵守以下监管指标的要求：</p> <p>（一）资本充足率不低于银保监会的最低监管要求；</p> <p>（二）流动性比例不得低于25%；</p> <p>（三）贷款余额不得高于存款余额与实收资本之和的80%；</p> <p>（四）集团外负债总额不得超过资本净额；</p> <p>（五）票据承兑余额不得超过资产总额的15%；</p> <p>（六）票据承兑余额不得高于存放同业余额的3倍；</p> <p>（七）票据承兑和转贴现总额不得高于资本净额；</p> <p>（八）承兑汇票保证金余额不得超过存款总额的10%；</p> <p>（九）投资总额不得高于资本净额的70%；</p> <p>（十）固定资产净额不得高于资本净额的20%；</p> <p>（十一）银保监会规定的其他监管指标。</p> <p>银保监会视审慎监管需要可以对上述指标做出适当调整。</p> <p>第三十五条 财务公司对单一股东发放贷款余额超过财务公司注册资本金50%或者该股东对财务公司的出资额的，应当及时向银保监会派出机构报告。对于影响财务公司稳健运行的行为，银保监会派出机构应予以监督指导，并可区别情形采取早期干预措施。</p> <p>第三十六条 财务公司应当按照监管规定和</p>	<p>財務公司是、穩健な報酬管理制度を構築し、合理的な業績報酬の繰延支給および遡及回収メカニズムを設置しなければならない。</p> <p>第三十三条 財務公司是、国家関連規定に基づき、当該会社の財務・会計制度を構築・整備しなければならない。</p> <p>財務公司是、国家の統一会計制度に基づき、真実・適時・完全に経済業務事項を反映させ、会計情報の透明性を向上させなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 監督管理</b></p> <p>第三十四条 財務会社の業務経営は、以下の監督管理指標の要求を遵守しなければならない：</p> <p>（一）自己資本率が银保监会の最低監督管理要求を下回らないこと；</p> <p>（二）流動性比率は 25%を下回ってはならない；</p> <p>（三）貸付残高は預金残高と実収資本の和の80%を上回ってはならない；</p> <p>（四）グループ外の負債総額は資本純額を超過してはならない；</p> <p>（五）手形引受残高は資産総額の 15%を超過してはならない；</p> <p>（六）手形引受残高は銀行間預金残高の 3 倍を上回ってはならない；</p> <p>（七）手形引受および再割引の総額は資本純額を上回ってはならない；</p> <p>（八）手形引受保証金残高は預金総額の 10%を超過してはならない；</p> <p>（九）投資総額は資本純額の 70%を上回ってはならない；</p> <p>（十）固定資産純額は資本純額の 20%を上回ってはならない；</p> <p>（十一）银保监会の規定するその他の監督管理指標。</p> <p>银保监会は、慎重性監督管理の必要性に応じて上述の指標を適当に調整することができる。</p> <p>第三十五条 財務公司是、単一の株主宛への貸付残高が財務会社の登録資本金の 50%あるいは当該株主の財務会社に対する出資額を超過する貸付を実行する場合、遅滞なく银保监会の派出機関に報告しなければならない。財務会社の穩当な運営に影響を及ぼす行為について、银保监会の派出機関は、監督指導を行わなければならない。状況を区分して早期関与措置を講じることができる。</p> <p>第三十六条 財務公司是、監督管理規定および</p>
--	--

要求及时向银保监会及其派出机构报送自身及所属企业集团的资产负债表、利润表和其他财务会计、统计报表、经营管理资料以及注册会计师出具的审计报告。

财务公司应当每年4月30日前向银保监会派出机构报送其所属企业集团的成员单位名录。财务公司对新成员单位开展业务前，应当向银保监会派出机构及时备案，并提供该成员单位的有关资料；与财务公司有业务往来的成员单位由于产权变化脱离企业集团的，财务公司应当及时向银保监会派出机构备案，存有遗留业务的，应当同时提交遗留业务的处理方案。

财务公司所属企业集团及财务公司董事会应对所提供报表、资料的真实性、准确性和完整性负责。

第三十七条 财务公司发生挤兑事件、到期债务不能支付、大额贷款逾期、重要信息系统严重故障、被抢劫或诈骗、董事或高级管理人员被有权机关采取强制措施或涉及严重违纪、刑事案件等重大事项时，应当立即采取应急措施并及时向银保监会派出机构报告。

企业集团及其成员单位发生可能影响财务公司正常经营的重大机构变动、股权交易或者经营风险等事项时，财务公司应当及时向银保监会派出机构报告。

第三十八条 财务公司应当建立定期外部审计制度，并于每个会计年度结束后的4个月内，将经法定代表人签名确认的年度审计报告报送银保监会派出机构。

第三十九条 财务公司应当按照中国人民银行的规定缴存法定存款准备金。

第四十条 财务公司应当按照有关规定及时足额计提资产减值准备，核销不良资产。

第四十一条 财务公司应当遵守中国人民银行有关利率、支付结算管理的规定；经营外汇业务的，应当遵守国家外汇管理的有关规定。

要求に基づき银保监会およびその派出機関に自身および所属企業グループの貸借対照表・損益計算書およびその他の財務会計・統計報告書・経営管理資料および登録会計士が作成した監査報告を送信・報告しなければならない。

財務公司是、毎年4月30日までに银保监会の派出機関にその所属企業グループのメンバー単位の名簿を送信・報告しなければならない。財務公司是、新たなメンバー単位に対する業務実施前に、银保监会の派出機関に遅滞なく備案し、併せて当該メンバー単位の関連資料を提出しなければならない；財務公司与業務上の取引があるメンバー単位が財産権の変化により企業グループから離脱する場合、財務公司是、遅滞なく银保监会の派出機関に備案し、残留業務がある場合、同時に残留業務処理方案も提出しなければならない。

財務公司的所属企業グループおよび財務公司的董事会是、提出する報告書・資料の真实性・正確性および完全性について責を負わなければならない。

第三十七条 財務公司に取付事件・期限到来債務の支払不能・大口貸付の期限超過・重要情報の重大なシステム障害・強盗あるいは詐欺被害・董事あるいは高級管理人員の管轄機関からの強制措置あるいは重大な紀律違反・刑事案件への関与などの重大事項が発生した場合、直ちに緊急措置を講じ、併せて银保监会の派出機関に報告しなければならない。

企業グループおよびそのメンバー単位に財務公司的正常な経営に影響を及ぼす可能性がある重大な組織変更・持分取引あるいは経営リスクなどの事態が生じた場合、財務公司是、遅滞なく银保监会の派出機関に報告しなければならない。

第三十八条 財務公司是、外部からの定期監査制度を構築し、併せて各会計年度の終了後4ヶ月以内に、法定代表人が署名・確認した年度監査報告を银保监会の派出機関に送信・報告しなければならない。

第三十九条 財務公司是、中国人民銀行の規定に基づき法定の預金準備金を預け入れなければならない。

第四十条 財務公司是、関連規定に基づき遅滞なく資産減損準備金を十分な額で引き当て、不良資産を消し込まなければならない。

第四十一条 財務公司是、中国人民銀行の関連利率・支払決済管理の規定を遵守しなければならない；外貨業務を経営する場合、国家外貨管理の

<p>第四十二条 财务公司境外子公司应在符合注册地国家或地区监管要求的前提下开展业务，并遵守银保监会关于财务公司开展业务的有关规定。银保监会及其派出机构对财务公司实行并表监督管理。</p> <p>第四十三条 银保监会及其派出机构根据审慎监管的要求，有权依照有关程序和规定对财务公司进行现场检查。</p> <p>银保监会及其派出机构有权实地走访或调查财务公司股东经营情况、询问股东及相关人员、调阅资料，股东及相关人员应当配合。</p> <p>第四十四条 银保监会及其派出机构根据履行职责的需要和日常监管中发现的问题，可以与财务公司董事、高级管理人员进行监督管理谈话，要求其就财务公司的业务活动和风险管理等重大事项作出说明。</p> <p>第四十五条 财务公司违反本办法有关规定的，银保监会及其派出机构可以依照《中华人民共和国银行业监督管理法》等法律法规采取监管措施或实施行政处罚，涉嫌犯罪的移送司法机关处理。</p> <p>财务公司对处理决定不服的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起行政诉讼。</p> <p>第四十六条 财务公司可成立行业性自律组织。银保监会对财务公司行业性自律组织进行业务指导。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 风险处置与市场退出</b></p> <p>第四十七条 财务公司应当按照银保监会的规定制定恢复和处置计划，并组织实施。</p> <p>第四十八条 财务公司出现下列情况时，经银保监会批准后，予以解散： （一）组建财务公司的企业集团解散，财务公司不能实现合并或改组；</p>	<p>関連規定を遵守しなければならない。</p> <p>第四十二条 財務会社の国外子会社は、登記国家あるいは地区の監督管理要求に合致するという前提で業務を行い、併せて银保监会の財務会社の業務実施に関する関連規定を遵守しなければならない。银保监会およびその派出機関は、財務会社に対して連帯監督管理を実行する。</p> <p>第四十三条 银保监会およびその派出機関は、慎重性監督管理の要求に基づき、関連手順および規定に従い財務会社に対して現場検査を行う権利を有する。</p> <p>银保监会およびその派出機関は、実際の往訪あるいは財務会社の株主の経営状況の調査・株主および関連人員への聴取・資料閲覧を行う権利を有し、株主および関連人員は協力しなければならない。</p> <p>第四十四条 银保监会およびその派出機関は、職責履行の必要性および日常監督管理中に発覚した問題に基づき、財務会社の董事・高級管理人員と監督管理について談話し、財務会社の業務活動およびリスク管理などの重大事項について説明を求めることができる。</p> <p>第四十五条 財務会社が本弁法の関連規定に違反した場合、银保监会およびその派出機関は、《中華人民共和國銀行業監督管理法》などの法律法規に基づき監督管理措置を講じるあるいは行政処罰を実施し、犯罪の嫌疑がかかる場合、処理のために司法機関に移送することができる。</p> <p>財務会社は、処理の決定に不服がある場合、法に基づき行政再審査を申請あるいは人民法院に行政訴訟を提起することができる。</p> <p>第四十六条 財務会社は、業界自律組織を設立することができる。银保监会は、財務会社の業界自律組織に対して業務指導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 リスク処理および市場退出</b></p> <p>第四十七条 財務会社は、银保监会の規定に基づき再開および処理計画を制定し、併せて組織的に実施しなければならない。</p> <p>第四十八条 財務会社に下記の状況が生じた場合、银保监会から批准を受けた後、解散する： （一）財務会社を立ち上げた企業グループが解散し、財務会社が合併あるいは再編を実現不能な場合；</p>
---	---

<p>(二) 章程中规定的解散事由出现；</p> <p>(三) 股东会议决定解散；</p> <p>(四) 财务公司因分立或者合并不需要继续存在的。</p> <p>第四十九条 财务公司有违法经营、经营管理不善等情形，不予撤销将严重危害金融秩序、损害公众利益的，银保监会有权予以撤销。</p> <p>第五十条 财务公司已经或者可能发生支付危机，严重影响债权人利益和金融秩序的稳定时，银保监会可以依法对财务公司实行接管或者促成机构重组。</p> <p>接管由银保监会决定并组织实施。</p> <p>第五十一条 财务公司符合《中华人民共和国企业破产法》规定的破产情形的，经银保监会同意，财务公司或其债权人可以向人民法院提出重整、和解或者破产清算申请。</p> <p>破产重整的财务公司，其重整后的企业集团应符合设立财务公司的行政许可条件。</p> <p>银保监会派出机构应根据进入破产程序财务公司的业务活动和风险状况，对其采取暂停相关业务等监管措施。</p> <p>第五十二条 财务公司解散的，企业集团或财务公司应当依法成立清算组，按照法定程序进行清算。银保监会监督清算过程。</p> <p>财务公司被撤销的，银保监会应当依法组织成立清算组，按照法定程序进行清算。</p> <p>清算组在清算中发现财务公司的资产不足以清偿其债务时，应当立即停止清算，并向银保监会报告，经银保监会同意，依法向人民法院申请该财务公司破产清算。</p> <p>第五十三条 财务公司被接管、重组、被撤销或者申请破产的，银保监会有权要求该财务公司的董事、高级管理人员和其他工作人员，按照银保监会的要求履行职责。</p> <p>第五十四条 财务公司因解散、被撤销和被宣</p>	<p>(二) 定款において規定した解散事由が発生した場合；</p> <p>(三) 株主会が解散を決定した場合；</p> <p>(四) 財務会社が分割あるいは合併により存続の必要がない場合。</p> <p>第四十九条 財務会社に違法な経営・経営管理の不良などの状況があり、抹消しない場合に金融秩序に重大な危害を加える、公衆の利益を損害する場合、银保监会は抹消する権利を有する。</p> <p>第五十条 財務会社に支払危機が発生した、あるいは発生する可能性があり、債権者の利益および金融秩序の安定に重大な影響を及ぼす場合、银保监会は、法に基づき財務会社に対して接管管理を実行あるいは機構再編を促すことができる。</p> <p>接管管理は、银保监会が決定し、組織的に実施する。</p> <p>第五十一条 財務会社が《中華人民共和國企業破産法》の規定する破産状況に合致する場合、银保监会の同意を受けて、財務会社あるいはその債権者は、人民法院に更生・和解あるいは破産清算の申請を提出することができる。</p> <p>破産更生した財務会社について、その更生後の企業グループは、財務会社設立の行政許可条件に合致していなければならない。</p> <p>银保监会の派出機関は、破産手順に入った財務会社の業務活動およびリスク状況に基づき、当該財務会社に対して関連業務の一時停止などの監督管理措置を講じなければならない。</p> <p>第五十二条 財務会社が解散した場合、企業グループあるいは財務会社は、法に基づき清算グループを設立し、法定の手順に従い清算しなければならない。银保监会は、清算過程を監督する。</p> <p>財務会社が抹消された場合、银保监会は、法に基づき清算グループを組織・設立し、法定の手順に従い清算しなければならない。</p> <p>清算グループは、清算中に財務会社の資産がその債務弁済に不足することを発見した場合、直ちに清算を停止し、併せて银保监会に報告し、银保监会の同意を受けて、法に基づき人民法院に当該財務会社の破産清算を申請しなければならない。</p> <p>第五十三条 財務会社が接管管理を受けた・再編した、抹消されたあるいは破産を申請した場合、银保监会は、当該財務会社の董事・高級管理人員およびその他の職員に、银保监会の要求に基づき職責を履行するよう要求する権利を有する。</p> <p>第五十四条 財務会社は、解散・抹消・破産宣</p>
--	---

告破产而终止。财务公司终止的，应当依法向市场监督管理部门办理注销登记。

## 第七章 附则

第五十五条 本办法所称控股股东，是指根据《中华人民共和国公司法》规定，其出资额占有限责任公司资本总额50%以上或者其持有的股份占股份有限公司股本总额50%以上的股东；出资额或者持有股份的比例虽然不足50%，但依其出资额或者持有的股份所享有的表决权已足以对股东会、股东大会的决议产生重大影响的股东。

第五十六条 本办法所称主要股东，是指持有或控制财务公司5%以上股份或表决权，或持有资本总额或股份总额不足5%但对财务公司经营管理有重大影响的股东。

前款中的“重大影响”，包括但不限于向财务公司派驻董事、监事或高级管理人员，通过协议或其他方式影响财务公司的财务和经营管理决策以及银保监会或其派出机构认定的其他情形。

第五十七条 本办法第七条第（六）项所称银行业，包括在中华人民共和国境内设立的商业银行、政策性银行，以及金融资产管理公司、金融租赁公司、财务公司、汽车金融公司等经银行业监督管理机构批准设立的其他金融机构。

第五十八条 财务公司设立、变更、终止、调整业务范围和增加业务品种、董事及高级管理人员任职资格核准的行政许可程序，按照银保监会相关规定执行。

第五十九条 本办法第二章所列的各项财务指标要求均为合并会计报表口径。本办法所称“以上”均含本数。

第六十条 本办法颁布前设立的财务公司凡不符合本办法的，应当在规定的期限内进行规范。具体要求由银保监会另行规定。

告により終了する。財務会社が終了する場合、法に基づき市場監督管理部門において抹消登記を行わなければならない。

## 第七章 附則

第五十五条 本弁法でいう持分支配株主とは、《中華人民共和國会社法》の規定に基づき、その出资额が有限責任会社の資本総額の50%以上を占める、あるいはその保有する株式が株式有限会社の株式資本総額の50%以上を占める株主を指す；出资额あるいは保有する持分比率が50%に不足するが、その出资额あるいは保有する持分に基づき享有する議決権が株主会・株主大会の決議に対して重大な影響を及ぼす株主を指す。

第五十六条 本弁法でいう主要株主とは、財務会社の5%以上の株式あるいは議決権を有するあるいは支配する、もしくは保有する資本総額あるいは株式総額が5%に不足するが、財務会社の経営管理に対する重大な影響力を有する株主を指す。

前項の「重大な影響力」には、財務会社に派遣する董事・監事あるいは高級管理人員が協議あるいはその他の方式を通じて財務会社の財務および経営管理方針の決定に影響を及ぼすこと、ならびに银保监会あるいはその派出機関が認定するその他の状況を含むが、これらに限らない。

第五十七条 本弁法第七条第（六）項でいう銀行業には、中華人民共和國国内において設立した商業銀行・政策性銀行、および金融資産管理会社・金融リース会社・財務公司・オートファイナンス会社などの銀行業監督管理機関の批准を受けて設立するその他の金融機関を含む。

第五十八条 財務会社の設立・変更・終了・業務範囲の調整および業務種類・董事および高級管理人員の就任資格の追加に対する批准の行政许可手続は、银保监会の関連規定に基づき執行する。

第五十九条 本弁法第二章で列挙する各財務指標の要求は、いずれも連結財務諸表を規格とする。本弁法でいう「以上」はいずれもその数を含む。

第六十条 本弁法の公布前に設立した財務会社が本弁法に合致しない場合、規定の期限内に規範化しなければならない。具体的な要求は、银保监会が別途規定する。

<p>第六十一条 本办法由银保监会负责解释。</p> <p>第六十二条 本办法自2022年11月13日起施行。原《企业集团财务公司管理办法》(中国银行业监督管理委员会令2006年第8号)、《企业集团财务公司风险监管指标考核暂行办法》(银监发〔2006〕96号)同时废止。</p>	<p>第六十一条 本弁法は、銀保監会が解釈の責を負う。</p> <p>第六十二条 本弁法は、2022年11月13日より施行する。元の《企業グループ財務公司管理弁法》(中国銀行業監督管理委員会令 2006年第8号)・《企業グループ財務公司リスク監督管理指標審査暫定弁法》(銀監発[2006]96号)は、同時に廃止する。</p>
---	--